

アスベスト含有の調査について

調査の目的

再整備に際して、現位置で、既存施設を取壊したうえ、新施設を建設することが予定される。取壊しに伴う解体に要する費用を含めた、設計・施工での一括発注が想定されるため、解体時の費用に大きく影響するアスベスト含有建材の調査を行い、その内容を設計・施工の要求水準に反映する。

※アスベストが使用されている場合は、飛散防止等の措置（隔離養生など）を講ずる必要がある。

調査の必要性

大気汚染防止法等により、建築物等を解体、改造又は補修する場合、工事の元請業者は、作業前に、建築物等に使用されている建材について、石綿の有無を調査する必要がある。当該調査は、工事の元請業者が実施するが、予定価格や要求水準書の作成にアスベスト含有についての情報が必要になる。

より、法令で定められている事前調査と同等程度の調査をあらかじめ行い、要求水準書等でアスベスト含有箇所が提示できるようにする。

<大気汚染防止法改正> 令和2年6月公布・令和3年4月施行

◇ 規制対象建材を拡大	◇ 罰則の強化・対象拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象を拡大^{*1}。 ・石綿含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準。 	<ul style="list-style-type: none"> ・隔離等をせずに吹付け石綿等の除去等作業を行った場合は直接罰が適用。 ・下請負人にも作業基準遵守義務が適用。 ・都道府県等による立入検査の対象を拡大。
◇ 事前調査の信頼性の確保	◇ 作業記録の作成・保存
<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査の方法を法定化。（書面調査、目視調査及び分析調査） ・「必要な知識を有する者^{*2}」による事前調査の実施を義務付け。（施行：令和5年10月～） ・一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず、元請業者等^{*3}が事前調査結果を都道府県等^{*4}へ報告義務。（施行：令和4年4月～） ・事前調査に関する記録作成、一定期間保存^{*5}義務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「必要な知識を有する者^{*6}」による取り残しの有無等の確認を義務付け。 ・作業記録の作成・保存^{*7}を義務付け。 ・作業結果の発注者への報告を義務付け。 <p>※1 新たに規制対象となる石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材に係る工事については作業実施の届出の対象から除外。 ※2 建築物石綿含有建材調査者又は法施行前に日本アスベスト調査診断協会に登録されている者 ※3 元請事業者または自主施工者 ※4 都道府県、大気汚染防止法の政令市など。 ※5 解体等工事終了後3年間保存 ※6 石綿作業主任者、※2の事前調査の必要な知見を有する者 ※7 解体等工事終了後3年間保存</p>

調査の方法

- 1 調査手順**
 - (1) 設計図書など書面による調査 設計図書その他の書面による調査を行う。
 - (2) 目視による調査（現地調査） 書面の情報と整合しながら、現地を目視確認。
 - (3) 試料採取分析 (1)・(2)の調査により含有有無が明らかにならなかった箇所について、試料を採取し分析調査。
- 2 調査機関**
 - (1) 設計図書など書面による調査 建築物石綿含有建材調査者登録者がいる機関
 - (2) 目視による調査
 - (3) 試料分析調査 石綿分析が可能となる機関
- 3 スケジュール**
 - 8月 市資産活用推進課による基礎調査（書面・現地） ※委託業者に提供
 - 10月 設計図書など書面による調査・目視による調査（現地調査）
 - 11月～ 試料採取分析・結果をホームページ等で公表